

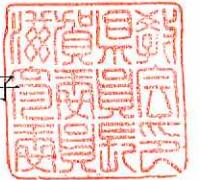
滋教委人第212号
平成22年(2010年)8月19日

審査請求人

宮部龍彦様

審査庁

滋賀県教育委員会委員長 高橋啓子



裁決書の謄本の送付について

平成20年7月30日付けをもって提起された審査請求について、裁決したので、行政不服審査法第42条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

滋賀県教育委員会
〒520-8501 滋賀県彦根市大宮町1-1-1

宮 部 龍 彦

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成20年7月30日付けをもって提起された、平成20年6月2日付け滋教委人第149号で滋賀県教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分の一部を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助金（以下「本件事業」という。）の対象地域が特定できる情報を公開しないとした処分の取消を求める。

平成19年度の本件事業の対象地域と計画書、実績書、収支決算書等（以下「本件文書」という。）の内容をすべて公開することを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第6条第1号該当性について

- ・「対象地域が特定できる情報」は、条例第6条第1号に該当しない。
- ・個人の権利利益が侵害されるということについて、請求人が実施機関に問い合わせたところでは、本件事業交付要綱(以下「要綱」という。)により「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とすると市町が認める地域」を対象としているため、そのような地域を公開すれば地域住民の権利利益が侵害されるという主旨の説明を口頭で受けた。
- ・しかし、現地の表札や学校の文集等で対象地域の子どもを特定できたとしても、その子が「困難を抱える児童生徒」であると思われるほどの実態がある地域が存在すると考えるのは合理的でない。また、一部公開された事業実績書の内容を見る限り、ほとんどの地域では要綱に記載されたとおりの実態があるとは考えにくい。
- ・要綱にある「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とする」ということを拡大解釈して運用していることは明らかである。そのことを半ば承知の上で県が補助金を交付しているのであれば、対象地域を公開しない理由とするのは不公正であるように思われる。

(2) 条例第6条第6号該当性について

- ・本件文書のうち対象地域が特定できる情報が条例第6条第6号に該当する根拠がない。
- ・本件処分が条例第6条第6号のアからオのどれに該当するのかが説明されていないが、本件文書にかかる事業は監査、契約、取締り、交渉、調査研究、人事管理のいずれにも該当せず、地方公共団体や独立行政法人等が経営する企業が事業に関与していないので、本号の各要件には該当しない。

(3) その他

- ・本件事業について、処分庁に説明を求めたところ一般対策であるとの説明を受けたが、かつての同和地区の児童生徒への同和教育と変わらないと思われる内容があり、事実上の同和对策事業の継続の疑いがあるので、同和地区や同和地区住民を対象として事業が行われているとすれば、一般対策といわれても説明責任の観点からは納得できるものではない。
- ・本件文書から、かつての同和对策事業の対象地域、対象住民が明らかになるような実態があるのであれば、不適切な事業運営によって情報公開に支障をきたしているとして行政不服審査法第40条第6項に基づく処分不当の裁決をするか、事業のあり方を改めるよう付帯意見を付けてほしい。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成20年5月16日付けで条例第5条第1項の規定に基づき、処分庁に対して、本件文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。



- (2) 処分庁は、本件公開請求に対して、平成20年6月2日付けで条例第6条第1号および第6号に該当するとして一部を公開とすることとし、本件処分を行った。
- (3) 請求人は、平成20年7月30日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。
- (4) 審査庁は、平成20年9月9日付けで条例第19条第1項の規定に基づき、本件審査請求を滋賀県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (5) 審査会は、平成22年3月31日付けで審査庁に対し、本件公開請求につき、一部を非公開とした部分のうち、「審査会が公開すべきと判断した部分」は公開すべきとする答申を行った。

2 判断

- (1) 処分庁が、本件処分を行った理由は次のとおりである。

本件文書のうち、条例第6条第1号の規定により、個人が特定できる情報として「講演者の氏名」、および本件事業の対象地域が特定できる情報として「対象地域が特定できる地名、施設名、事業名称およびこれらが特定できる記述」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、公文書の公開を行わないこととした。

また、条例第6条第6号の規定により、本件事業の対象地域が特定できる情報として「対象地域が特定できる地名、施設名、事業名称およびこれらが特定できる記述」については、公にすることにより、その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、公文書の公開を行わないこととした。

- (2) 本件文書中の「講演者の氏名」のうち、甲賀市の事業実績書に記載されている肩書き・氏名については、条例第6条第1号の「個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの」ではあるが、公立小学校の校長であることから、同号ただし書きの「ア法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、非公開とする理由がなく、氏名・肩書きとも公開が妥当である。

- (3) 本件文書中の上記(2)以外の本件処分については、以下のとおり判断する。

ア 条例第6条第1号の規定により、個人が特定できる情報とした「講演者の氏名」については、同号ただし書きアには該当しないため原処分は妥当であると判断する。

イ 条例第6条第1号の規定により、対象地域が特定できる情報とした「対象地域が特定できる地名、施設名、事業名称およびこれらが特定できる記述」につ



いては、本件事業の交付要綱において、「困難を抱える児童生徒が多く、特別な配慮を必要とすると市町が認める地域」を事業の対象としているところである。

このため、本件文書のうち「対象地域を特定できる情報」を公開した場合には、特定の個人を識別することはできないが、当該対象地域が「市町が公に特別な配慮を必要とすると認めた地域」ということとなり、ひいては、当該地域に在住する人々に対する偏見や差別が助長され、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、原処分は妥当であると判断する。

ウ 条例第6条第6号の規定により、本件事業の対象地域が特定できる情報として「対象地域が特定できる地名、施設名、事業名称およびこれらが特定できる記述」については、前述イの地域を事業の対象としている。

このため、前述イのおそれが認められ、市町が本件事業の申請や報告において、現状を反映しない記述内容としたり、申請自体を行わない、躊躇するというおそれがあるなど、市町のみならず、県としても、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、原処分は妥当であると判断する。

- (4) 審査会の答申によれば、本件文書の「対象地域が特定できる情報」について、権利侵害情報該当性の判断にあたっては、「権利の侵害のおそれがその地域の住民一般に等しく及び、看過できない程度であること。」および「公にすることによって、その地域が特定される情報であること」の2つの条件を満たすことが必要であるとしている。

本件文書の「対象地域が特定できる情報」について検討した結果、いずれもこれらの条件に該当するものと認められ、審査会の答申を尊重したうえで、原処分は妥当であると判断する。

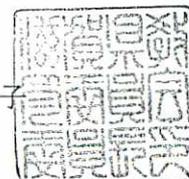
- (5) 以上のことから、本件処分のうち、条例第6条第1号ただし書きアに該当する上記(2)に関する情報については、本件処分の一部を取り消し、公文書の一部を公開する。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

平成22年 8月10日

審査庁

滋賀県教育委員会委員長 高橋啓子

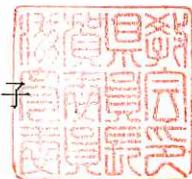




これは裁決書の謄本である。

平成22年 8月19日

滋賀県教育委員会委員長 高橋 啓子



平成 22 年(2010 年) 8 月 19 日

宮部 龍彦 様

平成 22 年 8 月 19 日付けの滋賀県教育委員会の裁決により、公文書の一部公開となった箇所について、別添のとおり送付します。

平成19年度 子どもを支える人権のまちづくり促進事業実績書

施設名: [REDACTED]

管内区域: [REDACTED]

①困難を抱える児童生徒の特別な配慮を必要とする管内の現状の変化

[REDACTED]

②取り組みの成果

保護者対象研修会は、講師先生の子育ての実践をとおしての、今の子どもの現状等についての話があり、子どもたちの気持ちを考える機会となった。

親子人権バスツアーでは、親子のふれあい、親、子同士の交流に努めた。研修先の人と防災未来センターでは、震災からの防災学習、命の尊さ、ともに生きる素晴らしさを学習することができた。

ふれあいキャンプでは、保護者、子どもたちが協力しての体験学習が実施できた。

平和人権学習では、戦争のない平和な社会の大切さを学び、沖縄への修学旅行への事前研修ができた。

③今後の方針等

住みよい地域づくりを進めていく中で、地域、家庭、学校がつながり、連携しながら、人の付き合いを大切にしつつ、子どもたちの育成に努める。

子どもたちの親自身も、格差のある就労実態のもと、大変しんどい思いの中ではあるが、その手助けとして、親の意識、学習を深める機会を設定していく。

事業の内容

名称	保護者対象人権研修会	親子人権バスツアー	ふれあい花壇づくり
対象	管内 [REDACTED] 参加児童 生徒の保護者、運営委員等	管内 [REDACTED] 参加児童 生徒、保護者、運営委員等	管内 [REDACTED] 参加児童 及び運営委員等
内容 (テーマ)	講義 「今、子育てに求められる共 有力(教育力)とは」 甲賀市多羅尾小学校長 野口親道氏	親子のふれあい、親、子ども 同志の交流 神戸市王子動物園 人と防災未来センター	花壇整備 子どもたちが協力して、マリ ーゴールド、サルビアなどを 植え付け、花壇を美しくする
参加者 (うち児童生徒数)	22 人 (-) 人	45 人 (20) 人	18 人 (14) 人
実施場所	[REDACTED]	神戸市王子動物園 人と防災未来センター	[REDACTED] [REDACTED]
開催期間	平成19年 6月 2日～ 平成 年 月 日	平成19年11月17日～ 平成 年 月 日	平成19年 6月19日 平成19年 7月 6日
開催時間	2 時間	8 時間	4 時間